

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則 【人事委員会】 （以上県例規集登載） ○ 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 ○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 ○ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載）	目次	担当課（室）	
	デジタル推進課		
	税務課		
	人事委員会		
			目次
			担当課（室）

◎岡山県規則第五十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十四項を第十五項とし、第七項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「別表第一の三の三の項」を「別表第一の三の四の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 条例別表第一の三の三の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に基づく費用の支給を受けるための証明書（次号及び第三号において「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」という。）の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る申請の内容の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

三 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る有効期間の更新の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第五十四号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項第一号中「名称、」の下に「住所」を加える。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織における文書の名称の特例）

第四十条 条例又はこの規則に定める手続を法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う場合には、この規則に定める文書の名称と異なる名称の文書を使用することを妨げない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第四十条の規定は、この規則の施行の日前に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行つた岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）又は岡山県税条例施行規則に定める手続にも適用する。

◎岡山県人事委員会規則第二十七号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

岡山県人事委員会委員長

安 田

寛

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第二号中「教特法」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（一日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし、教特法」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十八号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第三項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第十一条の三第二項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間」を削り、「による部分休業」を「による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業」に、「ある日」を「ある日の介護時間」に、「二時間」を「一日につき二時間」に、「時間」を「時間」に改める。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条の見出しを削り、同条第一項中「(同項に規定する請求等という。以下この項において同じ。)」を削り、同条第三項中「措置等」を「措置」に改め、同条第四項第三号中「(昭和三十七年法律第百五十二号)」を削り、同条第五項第三号中「電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいい、以下この号及び次項第三号において「」及び「」という。)」を削り、同条を第十五条とする。

第十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

(任命権者が講ずべき措置等)

第十四条 条例第九条の五第一項又は第二項の規定により、職員に対して出生時両立支援制度等(同条第一項第一号に規定する出生時両立支援制度等という。以下同じ。)又は育児期両立支援制度等(同条第二項第一号に規定する育児期両立支援制度等をいう。以下同じ。)その他の事項を知らせるための措置を講ずること及び制度又は措置に係る職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による出生時両立支援制度等又は育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下この項及び次条第一項において「請求等」という。)が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、任命権者は、これらを行うに当たっては、職員による出生時両立支援制度等又は育児期両立支援制度等の請求等を控えさせることとならないように配慮しなければならない。

2 条例第九条の五第一項又は第二項の規定により、職員に対して同条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる措置を講じる場合には、次のいずれかの方法(第三号に掲げる方法にあつては、当該職員が希望する場合に限る。)によつて行わなければならない。

一 面談による方法

二 書面を交付する方法

三 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいい、以下「電子メール等」という。)の送信の方法(当該

職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができないものに限る。)

3 条例第九条の五第一項第一号に規定する出生時両立支援制度等は、次に掲げる制度又は措置とする。

一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務

二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業

三 条例第二条の三第一項の規定による深夜勤務の制限

四 条例第二条の四第一項の規定による時間外勤務の制限

五 労働基準法第六十七条に規定する育児時間

六 第十一条第一項第十一号イに規定する特別休暇

七 第十一条第一項第十一号ハに規定する特別休暇

八 前各号に掲げるもののほか、任命権者が定める制度又は措置

4 条例第九条の五第一項第一号のその他の事項は、次に掲げる事項とする。

一 出生時両立支援制度等

二 出生時両立支援制度等の申告先、請求先又は申出先

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第七十条の五第一項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

5 条例第九条の五第二項の人事委員会規則で定める期間は、対象職員（同項に規定する対象職員をいう。）の子が一歳十一箇月に達する日の翌々日から二歳十一箇月に達する日の翌日までの期間とする。

6 条例第九条の五第二項第一号に規定する育児期両立支援制度等は、次に掲げる制度又は措置とする。

一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務

二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業

三 条例第二条の三第一項の規定による深夜勤務の制限

四 条例第二条の四第一項の規定による時間外勤務の制限

五 第十一条第一項第十一号イに規定する特別休暇

六 第十一条第一項第十一号ハ（職員の配偶者の分べんに伴い、当該配偶者への付添い、介助等を行う場合を除く。）に規定する特別休暇

七 前各号に掲げるもののほか、任命権者が定める制度又は措置

7 条例第九条の五第二項第一号のその他の事項は、次に掲げる事項とする。

一 育児期両立支援制度等

二 育児期両立支援制度等の申告先、請求先又は申出先
（会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第二条 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条の五」を「第九条の八」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十九号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二中「あり、かつ、一日の勤務時間が六時間十五分以上である勤務日が」を削る。

第十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 育児休業法第十九条第三項の規定により、職員が申出の内容を変更するときは、人事委員会が別に定める様式による変更届を添えて、前項の部分休業承認請求書を任命権者に提出するものとする。

第十三条第五項から第七項までの規定中「規則」を「条例」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。